

伊勢市教育委員会障がい者活躍推進計画

1. 機関名	
伊勢市教育委員会	
2. 任命権者	
伊勢市教育委員会	
3. 計画期間	
令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。	
4. 周知・公表	
<p>策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。</p> <p>また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取り組みの実施状況についても、毎年度、周知・公表します。</p>	
5. 伊勢市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	
<p>伊勢市教育委員会においては、令和元年度の任免状況通報時点において、法定雇用率が未達成であったため、令和2年1月1日～令和2年12月31日を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行ってきました。</p> <p>その結果、令和2年4月1日時点において、法定雇用率を達成する見込みとなっています。</p> <p>今後は、障がいのある職員に対するサポート体制の拡充、個々の能力を發揮できる体制の構築を課題と捉え、「7. 取組内容」のとおり、一人ひとりの特性に応じた体制整備を行っていきます。</p> <p>また、正規職員に関しては、市長部局との人事交流が行われていることから、障がいのある職員について、人数、障がいの特性等のバランスを考慮した配置を検討します。</p>	
6. 目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 各年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とする。 (評価方法) 毎年任免状況報告を通報により把握・進捗管理 ※(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率: 0.56%
②定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。 (評価方法) 毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
7. 取組内容	
①障がいのある人の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。(令和元年9月5日に選任済)。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内電子掲示等により周知する。

	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、早急に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○市長部局が主催する「障がい者サポーター養成講座」（階層別研修としてすべての管理監督者を対象に実施、一般職員に対しても研修の必須項目とする）を教育委員会所属職員も同様に受講する。</p> <p>○障がいのある職員が配属されている部署の職員を中心に、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ることにより、障がいのある人が働きやすい職場づくりについて理解を深める。</p> <p>○障がいのある職員が配属される部署に対して、事前に十分な情報提供を行うとともに、きめ細やかなサポートができる体制を構築する。</p>
<p>②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○採用時、部署異動時等その他必要に応じて面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて業務内容の検討を行う。</p> <p>○障がい者が起因となり従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○職場環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口への相談のほか、毎年度、障がい者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて就労支援機器の購入の検討を行うなど、継続的に必要な措置を講じる。 ・措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 <p>○募集・採用</p> <p>募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみからの受け入れを実施する。 <p>○働き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

	<ul style="list-style-type: none">・非正規職員については、勤務日数、勤務時間等の勤務形態について、本人の意向を踏まえ設定する。○キャリア形成 本人の希望も踏まえつつ、実務研修、スキルアップ研修等の教育訓練を実施する。
④その他	<ul style="list-style-type: none">○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。